

第4章 税窓口などのご案内

1 市税の窓口

お問い合わせ又はご相談事項	担当窓口
・ 個人市民税（普通徴収分及び公的年金からの特別徴収分）について	市税事務所各市民税担当
・ 個人市民税（給与からの特別徴収分）、法人市民税、入湯税、事業所税について	市税事務所法人税務担当
・ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について ・ 固定資産税（土地・家屋）課税台帳・名寄帳の閲覧について※ ¹ ・ 縦覧帳簿の縦覧について※ ²	市税事務所 各固定資産税担当
・ 市税の納税相談について ※税目によって担当が異なります。 詳細については 67 ページの納税相談をご参照ください。	市税事務所各納税担当
・ 固定資産税（償却資産）について ・ 固定資産税（償却資産）課税台帳の閲覧について ・ 特別土地保有税について	行財政局税務部 資産税課償却資産担当
・ 宿泊税について	行財政局税務部 税制課宿泊税担当
・ 非居住住宅利活用促進税について	行財政局税務部 税制課税制担当
・ 市たばこ税について ・ 口座振替について ・ 市税の還付について ・ 納税証明（法人市民税、固定資産税（償却資産）、市たばこ税、入湯税、事業所税、宿泊税）、住宅用家屋証明等について	市税事務所納税推進担当
・ 軽自動車税（種別割）について ・ 原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車の税申告について ・ 納税証明（軽自動車税）等について	軽自動車税事務所
・ 納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）、課税証明、所得証明、評価証明等について※ ³	各区役所・支所区民部市民 窓口課、各区役所出張所、 証明書発行コーナー、市税 事務所

※¹ 各区役所・支所の市民窓口課でも閲覧することができます。

※² 各区役所・支所内の 4 月の臨時窓口（当該区役所・支所管内の資産のみ）でも縦覧することができます。

※³ 証明書の発行の窓口については 61 ページをご参照ください。

2 市税の証明

市税の証明書が必要な人や固定資産税課税台帳の閲覧を希望される人は、それぞれの担当窓口にお越しください。また、郵送での請求も可能です。詳細は、京都市情報館（HP）の各税証明のページをご覧ください。<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/4-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

■ 請求できる人

- 1 本人
- 2 相続人（戸籍謄本等の確認書類が必要です。）
- 3 納税管理人
- 4 本人の委任状、代理権授与通知書を持参した人
- 5 同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる人
- 6 借地人・借家人等の使用収益権者（評価証明、公課証明及び台帳閲覧のみ。賃貸借契約書等の確認書類が必要です。）

※証明や閲覧の請求に当たっては、窓口に来られた人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

※その他、固定資産の新所有者、成年後見人、相続財産清算人、訴訟関係者等についても、一部証明の請求が可能です。

発行可能な証明の種類や申請時の必要書類については、税務部税制課税務推進担当（213-5200）へお問い合わせください。

証明、閲覧の種類、手数料及び担当窓口

令和6年6月時点

証明書の種類		手数料	担当窓口								
			区役所・支所 市民窓口課	出張所（※1）	証明書発行 コーナー（※1）	行財政局税務部 資産税課	市税事務所				
							軽自動車税 事務所	（井門ビル）		（ビル葆光）	
								軽自動車税 事務所分室	納税推進 担当	固定資産 税担当	市民税 税証明窓口
所得証明 課税証明 ※2		1年度ごと1件につき 350円	○	○	○						○
納税証明	納税証明（市・府民 税、固定資産税・都 市計画税（土地・家 屋））	1税目、1課税年度ごと1件に つき 350円	○	○	○						○
	納税証明（法人市 民税、固定資産税 （償却資産））	1税目、1課税年度ごと1件に つき 350円	○	○	○				○		
	納税証明（市たばこ 税、入湯税、事業所 税、宿泊税）	1税目、1課税年度ごと1件に つき 350円							○		
	納税証明（軽自動 車税（種別割））	1課税年度ごと1件につき （※3）350円		※4			○	○			
軽自動車税（種別割） に係る証明（納税証明を 除く。）		1件につき 400円		※4			○	○			
固定資産税（土地・家 屋）評価証明 公課証明		1年度ごと証明書1枚につき 350円	○	○	○						○
償却資産課税台帳登録 事項証明書		1年度ごと1件につき 350円		※4					○		
住宅用家屋証明		証明書1枚につき 650円							○		
固定資産（土地・家屋） 課税台帳等の閲覧		1年度ごと1件につき 350円	○							○	
固定資産（償却資産）課 税台帳の閲覧		1年度ごと1件につき 350円				○					

※1 出張所、証明書発行コーナーで発行する証明書のうち、端末機から発行できないものは各区役所・支所市民窓口課又は市税事務所の各担当で取り扱う場合があります。

※2 所得証明・課税証明（全項目証明のみ）については、マイナンバーカードをお持ちの方で、市内に住民登録がある方は、コンビニエンスストアで最新年度のみ取得可能です（手数料1件につき250円）。

※3 継続検査用納税証明（軽自動車税（種別割））については、手数料がかかりません。

※4 右京区役所京北出張所についてのみ取り扱います。

証明書発行コーナー一覧

名称	所在地	電話	開庁時間
①市役所	ゼスト御池地下街地下1階	222-4110	平日 9:00～19:00 土、日曜日 9:00～17:00 ただし、平日17時以降及び土、日曜日は受付のみ行い、発行は翌開所日以降（翌開所日が土、日曜日にあたる場合は、次の月曜日以降）になります。
②地下鉄竹田駅	地下鉄烏丸線竹田駅 東口1階 定期券売場横	642-0712	
③地下鉄山科駅	地下鉄東西線山科駅 改札正面 ラクトA地下1階	502-2255	
④地下鉄北大路駅	地下鉄烏丸線北大路駅 キタオオジタウン 地下3階 定期券売場横	494-5253	
⑤阪急桂駅	阪急桂駅 東口1階 ミュー阪急桂イースト	382-5549	

※ 祝日、振替休日、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日）は休ませていただきます。

証明書発行コーナーの地図はこちらへ

⇒ <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000227813.html>

コンビニで所得証明書、課税証明書が 250円でお得に取得できます！！

マイナンバーカードで土日・祝日や早朝・深夜でも近くのコンビニエンスストアで所得証明書と課税証明書が1通、250円でお得に取得できます（区役所等の窓口や郵送の場合、1通350円）。

取得できる 証明書	令和6年度分の所得証明書と課税証明書（全項目証明）
利用できる方	マイナンバーカードをお持ちの方で発行申請時に京都市に住民票があり、かつ、次のいずれかに該当する方 1. 令和6年1月1日に京都市に住民登録がある方 2. 令和6年1月1日に京都市に住民登録はないが、京都市に令和6年度分の課税資料の提出がある方
利用できる コンビニ	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等 ただし、マルチコピー機が設置されていない店舗では利用できません。
利用できる時間	6：30～23：00（12/29～1/3を除く）
利用方法	ご自身でコンビニのマルチコピー機にマイナンバーカード等をかざし、画面の指示に従って暗証番号を入力するなど、申請から支払、証明書取得まで、簡単な操作でご利用いただけます（コンビニ店員を介しません。）。
必要なもの	マイナンバーカード又は、マイナンバーカードの電子証明書機能が搭載されたスマートフォン（※） ※スマホ用電子証明書が利用可能なコンビニや、スマホ用電子証明書が搭載できるスマートフォンについては、「税証明コンビニ交付」のページ（下記に記載）をご確認ください。
利用の際の 注意事項	① マイナンバーカードが必要なため、ご本人のみ発行できます。また、交付の際に、<u>4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）</u>が必要です。 ※ 暗証番号を忘れた場合は、京都市マイナンバーカードセンター（075-746-6855）にご相談ください。 ② 最新年度（令和6年度）の証明書のみ取得できます。 ③ 証明書の発行制限の申出がある場合は、発行できません。
手数料	1通につき 250円 （手数料の返金はできません。また、手数料減免となる事由がある場合でも、コンビニでは減免できません。）

詳しくはこちらもご覧ください。

京都市税に係る税証明コンビニ交付のページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000246210.html>

3 電子申告・納税

京都市では、個人市・府民税・森林環境税に係る給与支払報告書、固定資産税（償却資産）、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税について、地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用して、お手持ちのパソコンからインターネットを通じて行う電子申告、電子申請の届出の受付を行っています。また、市税の納税猶予に関する電子申請の受付も行っています。

電子納税（地方税共通納税システム）については、個人市・府民税・森林環境税（特別徴収義務者に限る）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税について御利用が可能です。

電子申告が可能な税目一覧

税目	申告書
個人市・府民税・森林環境税（特別徴収）	給与支払報告書 など
個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）	納税管理人申告書 など
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）	納税管理人申告書 など
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書 など
法人市民税	確定申告書、予定申告書 など
市たばこ税	市たばこ税申告書・修正申告書 など
入湯税	入湯税納入申告書 など
事業所税	事業所税申告書 など
宿泊税	宿泊税納入申告書 など

e L T A X（エルタックス）

エルタックスは、地方税に関する手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムであり、地方公共団体が共同して運営する地方共同法人地方税共同機構が開発・運用しています。

e L T A X（エルタックス）の特徴

- ① 自宅や事務所で申告・納税等の手続ができます。（※１）
- ② 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。（※２）
- ③ 市販の税務・会計ソフト（※３）のデータでもそのまま申告できます。
- ④ e L T A XソフトウェアP C d e s kで申告書の作成が簡単にできます。
- ⑤ チェック機能があるので、入力誤りや計算誤りを防止できます。

※１ e L T A Xで納税できる税目は、個人市・府民税・森林環境税（特別徴収義務者）、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税です。固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）については、地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）を御利用ください。

※２ 納税の猶予については、申請書等の提出書類が自治体ごとに異なるため、まとめて申請することはできません。ご注意ください。

※３ e L T A X対応ソフトに限ります。

● 電子申告のお問合せ ●

★電子申告手続の詳細情報は

地方税ポータルシステム（eLTAX）ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

京都市税に係る電子申告のページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000014249.html>

★電子申告システムの使用等（ログイン等）に関するお問い合わせ

eLTAXホームページの「お問い合わせ窓口」 <https://eltax.custhelp.com/app/ask>

eLTAXホームページの「よくある質問」 <https://eltax.custhelp.com/>

eLTAXサポートdesk（ヘルプデスク）ナビダイヤル 0570-081459

京都市 行財政局税務部税制課 075-213-5200

★固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）の電子納税

地方税お支払サイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

★電子申告システムの利用申請の内容審査・送信したデータについてのお問い合わせ

法人市民税：（市税事務所法人税務担当法人市民税担当） 075-213-5247

固定資産税（償却資産）：（税務部資産税課償却資産担当） 075-213-5214

個人住民税の給与支払報告書：（市税事務所法人税務担当特別徴収担当） 075-213-5246

事業所税：（市税事務所法人税務担当事業所税担当） 075-213-5248

地方税の納税猶予：（市税事務所納税室収納対策担当） 075-222-4103

共通納税：（市税事務所納税室納税推進担当） 075-366-0003

問合せ先一覧

お手続きやご相談について、スムーズにご案内させていただくために、
まずはお電話でお問合せいただきますよう、お願いいたします。

個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）【市税事務所：中京区室町御池・ビル葆光^{ほうこう}】

個人市民税（普通徴収）

- ◆課税内容に関する問合せ、市民税申告、減免申請等の受付

※お住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当にお問い合わせください。

市税事務所 市民税担当窓口			
ビル葆光	担当名	担当地域	電話番号 〈市外局番 075〉
1階	市民税第1担当	北区・上京区	746-5824
		中京区	746-5819
		税証明窓口	746-6086
3階	市民税第2担当	山科区・伏見区醍醐	746-5837
		伏見区・伏見区深草	746-5834
4階	市民税第3担当	右京区	746-5843
		西京区・西京区洛西	746-5849
	市民税第4担当	左京区・東山区	746-5863
		下京区・南区	746-5872

固定資産税（土地・家屋）

- ◆課税内容に関する問合せ、減免申請の受付等
- ◆固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧

※資産が所在する地域を担当する市税事務所固定資産税担当にお問い合わせください。

市税事務所 固定資産税担当窓口				
ビル葆光	担当名	担当地域	電話番号 〈市外局番 075〉	
5階	固定資産税第1担当	北区・上京区・左京区	土地	746-6431
			家屋	746-6432
6階	固定資産税第2担当	山科区・伏見区・伏見区深草・伏見区醍醐	土地	746-6436
			家屋	746-6437
7階	固定資産税第3担当	右京区・西京区・西京区洛西	土地	746-6451
			家屋	746-6452
8階	固定資産税第4担当	中京区・東山区・下京区・南区	土地	746-6462
			家屋	746-6463

＜市税事務所（ビル葆光^{ほうこう}）＞

所在地：〒604-8175

中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光^{ほうこう}

受付時間：午前8時45分～午後5時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



軽自動車税（種別割）【軽自動車税事務所・分室】

- ◆原付バイク等の税申告、ナンバープレート交付、廃車申告、減免申請、車検用納税証明の発行等
- 担当名：軽自動車税お問合せ窓口 電話：213-5467

＜軽自動車税事務所＞

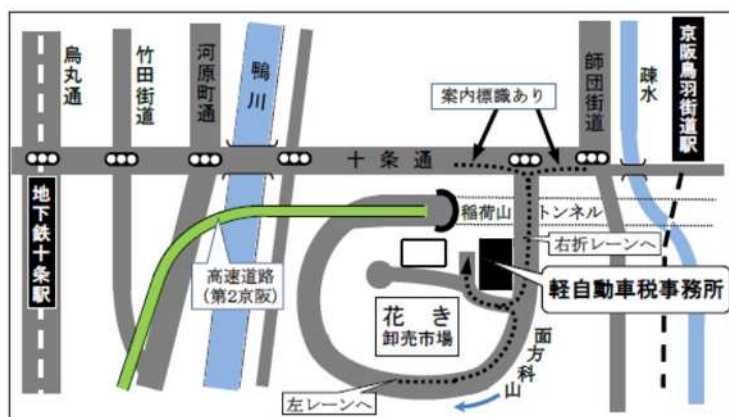
所在地：〒612-0002

伏見区深草中川原町 13-7 京都管理基地事務所 2 階

受付時間：午前8時45分～午後5時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※階段のご利用が困難な方は、玄関横のインターホンでお呼び出してください。



＜軽自動車税事務所（分室）＞

所在地：〒604-8171

中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 5 階

受付時間：午前8時45分～午後5時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



納税相談【市税事務所納税室：市役所分庁舎 1 階】

- ◆個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、
軽自動車税（種別割）、その他諸税の納税相談

※個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）については、1 月 1 日現在にお住まいの地域の担当にお問い合わせください。

※その他の税目については、諸税徴収担当にお問い合わせください。

市税事務所 納税担当窓口		
担当名	担当地域	電話番号 〈市外局番 0 7 5〉
納税第1担当	市外	2 2 2 - 3 5 1 3
	北区	2 2 2 - 3 4 4 1
	上京区	2 2 2 - 3 4 4 2
納税第2担当	左京区	2 2 2 - 3 4 4 6
	中京区	2 2 2 - 3 4 5 3
納税第3担当	右京区	2 2 2 - 3 4 5 4
	西京区	2 2 2 - 3 4 5 5
	西京区洛西	2 2 2 - 3 4 5 6
納税第4担当	東山区	2 2 2 - 3 4 5 7
	下京区	2 2 2 - 3 4 5 8
	南区	2 2 2 - 3 4 5 9
納税第5担当	伏見区	2 2 2 - 3 4 6 0
	伏見区深草	2 2 2 - 3 4 6 1
納税第6担当	山科区	2 2 2 - 3 4 6 2
	伏見区醍醐	2 2 2 - 3 4 6 3
諸税徴収担当		2 2 2 - 3 5 1 4

＜市税事務所納税室納税第 1 ～第 6 担当、諸税徴収担当（市役所分庁舎 1 階）＞

所在地：〒604-8571

中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市役所分庁舎 1 階（市役所本庁舎の北側）

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



市税事務所、税務部【中京区烏丸御池・井門明治安田生命ビル】

市税事務所

納税室 納税推進担当

- ◆口座振替に関すること 電話：2 1 3 - 5 4 6 6
- ◆市たばこ税に関すること 電話：3 6 6 - 0 0 0 3

税務部

資産税課 償却資産担当

- ◆固定資産税（償却資産）に関すること 電話：2 1 3 - 5 2 1 4

市民税室 法人税務担当

- ◆個人市民税（特別徴収）に関すること 電話：2 1 3 - 5 2 4 6
- ◆法人市民税に関すること 電話：2 1 3 - 5 2 4 7
- ◆事業所税・入湯税に関すること 電話：2 1 3 - 5 2 4 8

税制課 宿泊税担当

- ◆宿泊税に関すること 電話：7 0 8 - 5 0 1 6

税制課 税制担当

- ◆非居住住宅利活用促進税に関すること 電話：2 1 3 - 5 2 0 0

＜市税事務所納税室納税推進担当、市民税室法人税務担当＞

＜税務部資産税課償却資産担当、税制課宿泊税担当、税制担当＞

所在地：〒604-8171

中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル

（5 階）納税推進担当、法人税務担当、資産税課償却資産担当

（6 階）税制課宿泊税担当、税制担当

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

